

第27回参議院議員通常選挙啓発活動支援事業 支援金交付要綱

制定 令和7年5月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、第27回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）の啓発活動を実施する学生団体に対する支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 学生団体が自ら企画、実施する参議院選挙の啓発活動を支援することにより、「大学のまち・京都」で学ぶ学生の視点から参議院選挙の周知と投票の呼びかけを行うことを促し、若年層の投票参加意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において学生団体とは、次に掲げる事項をすべて満たす団体をいう。

- (1) 京都市内に所在する大学、短期大学及び専門学校に在籍する学生が構成員の過半数を占めていること
- (2) 規約、定款等を整備し、団体の意思決定、金銭出納について定めていること
- (3) 過去1年以上団体としての活動実績を有すること

(交付の対象)

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事項をすべて満たす事業のうち、市長が適当と認める事業とする。

- (1) 若年層の有権者が参議院選挙への関心を抱き、その投票参加を促す事業であること
- (2) 第7条の規定により支援金の交付の決定を受けた日から参議院選挙の執行日までの間に京都市内で実施される事業であること
- (3) 学生団体が自ら企画、実施する事業であること

2 次の各号のいずれかに該当する事業には、支援金を交付しない。

- (1) 選挙の公正を損なう恐れのあるもの
- (2) 京都市の他の補助金、助成金、支援金等を受けているもの
- (3) 宗教活動又は営利を目的とするもの
- (4) 破壊行為又は暴力的活動を目的とするもの
- (5) 特定の思想の普及を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、交付対象事業の実施に直接要する費用のうち、予算の範囲内において市長が必要かつ適当と認める額とし、1事業当たりの交付上限額を10万円とする。

ただし、次の各号に掲げる費用を除く。

- (1) 人件費（講演等の講師や外部協力者に対する謝金を除く。）
- (2) 飲食費（事業実施に要する食材料費を除く。）
- (3) 交際費
- (4) 交付対象事業の参加者に係る旅費及び交通費

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、令和7年5月16日から6月6日までに、交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 規約、定款等
- (4) 過去1年以上団体としての活動実績を証する書面等
- (5) その他市長が必要と認める書面等

2 申請団体が、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の確定申告が必要な団体である場合又は消費税等の確定申告が必要な団体ではないが確定申告をする団体である場合は、申請団体は支援金の交付の申請をするに当たって、当該支援金に係る消費税等の仕入控除税額（支援対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税として控除することができる部分の金額をいう。以下同じ）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等に係る仕入税額控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出を受けた書類及びヒアリング等により支援金の交付及び交付予定額又は不交付を決定し、令和7年6月16日までに、文書により当該団体に通知する。

（申請事項の変更等の承認）

第8条 条例第11条第1項第1号による事業の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、変更承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、申請のあった日の翌日から10日以内に、承認又は不承認を決定し、文書により当該団体に通知する。

- 3 条例第11条第1項第1号に定める「軽微な変更」は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業の目的及び目標の変更をもたらすものでなく、かつ、交付団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な目的達成に資するものと考えられる場合で、かつ、支援金の増額を伴わない場合
 - (2) 事業の目的及び目標並びに事業推進の効率に影響しないもので、かつ、以下のいずれかに該当する場合
 - ア 支援金の増額を伴わずに事業計画の細部又は事業経費の総額若しくは配分を変更する場合
 - イ 支援金を減額する場合
- 4 条例第11条第1項第2号による事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

- 第9条 第7条に基づき、支援金の交付を受ける団体（以下、「交付団体」という。）は、事業完了後、参議院選挙の執行日から15日以内（令和7年8月4日まで）に、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書（第7号様式）
 - (2) 収支決算書（第8号様式）
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 事業の活動内容が分かる書面等
 - (5) その他市長が必要と認める書面等
- 2 交付団体のうち、消費税等の確定申告を行う団体は、前項の実績報告を行うに当たって、支援金に係る消費税等の仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（支援金の交付額の確定）

- 第10条 市長は、前条に定める届出があった場合において、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の額を確定し、届出を受けた日の翌日から15日以内に文書により通知する。

（支援金の支払）

- 第11条 支援金は、前条に定める支援金の額の確定後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が支援金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、第7条に定める交付の決定後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に交付予定額の半額を支払い、前条に定める支援金の額の確定後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に、確定した支援金の額から既に支払った支援金の額を差し引いた額を支払う。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還)

第12条 交付団体のうち、消費税等の確定申告を行う団体は、事業完了後に確定申告により支援金に係る消費税等の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税等に
係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させる
ことがある。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、条例又は京都市暴力団排除条例に基づいて交付決定の取消し、交付
金額の変更又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定
した場合は、文書により交付団体に通知する。

(選挙期日の変更)

第14条 本支援事業は、参議院選挙の投・開票日を令和7年7月20日(7月3日公
示)と想定したもの。投・開票日や公示日が変動した場合は、事業内容や実績報告書
提出締切等について交付団体と協議することとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。